

～だれもが心豊かに暮らせるまちに～

## 静岡県

# 福祉のまちづくり条例スタート

静岡県福祉のまちづくり条例は「だれもが、あらゆる施設を安全で不便なく利用することができる、人に優しい福祉のまち」をつくるために制定されました。お年寄りや障害を持つ人が、日常生活で不自由なく過ごすことができるまちは、すべての住民にとっても住みよいまちと言えます。

富士市では福祉施設の整備だけでなく、建築物や道路、公園などが、条例の整備基準に適合するよう改善に努めます。また、施設の新築・改築を行う民間事業者の皆さんにも協力を呼びかけています。

生涯にわたって心豊かに暮らせるまちを、みんなで築いていきましょう。

### 思いやりのある温かい心を

施設が使いやすくなっただけでは、「住みよいまち」とは言えません。まちで困っている人に気軽に声をかけたり、自然に援助の手をさしのべたり、ボランティア活動へ進んで参加したりするなどの、思いやりのある温かい心が大切です。

歩道への自転車やバイクの駐輪など、身勝手な行動をしないよう、お互いに気をつけ、自分一人の便利のために本当に困る人がいることを忘れてはいけません。



◀一向に減らない違法駐輪 (市内商店街)



## 福祉のまちづくりとは。

### みんなが利用しやすい施設に

ゆったりとした歩道、通りやすい出入口、広々とした障害者用トイレ、安全に使うことができる階段などは、大勢の人が利用する施設には特に必要です。

具体的な施設としては、多くの人が利用する図書館や公民館、金融機関などの建物や、道路、公園、駅、バスターミナルなどの施設を、お年寄りや障害を持つ人が、安心して利用しやすい施設となるように整備していきます。

▼▶ 2段になっている階段の手すりと広々とした出入口(市立中央図書館)



### 支援事業のご案内

#### ●施設整備資金利子補給制度●

県では、施設整備を行う事業者などを支援します

[助成対象者]

条例の整備基準に基づき施設の整備を行う事業者（大企業は除く）

[対象事業]

新規、既設の施設整備事業

[制度内容]

- ・自己負担率が2.5%となるよう利子補給する（3.0%限度）
- ・対象事業費は、1施設あたり100万円以上1億円まで
- ・利子補給期間は5年間

### 届け出窓口と問い合わせ

建築物の届け出・・・建築指導課 内線2444  
 建築物以外の届け出・・・障害福祉課 内線2323  
 施設整備資金利子補給制度・・・障害福祉課または、静岡県障害福祉課 ☎054-221-2008

みんなが力を合わせて  
心のかよったまちづくりのために

市民の皆さんへ  
お年寄りや障害を持つ人などに配慮して、整備された施設の利用を妨げないようにしましょう。（歩道への駐車・駐輪など）  
私たちが自身が、福祉のまちづくりを学び、困っている人がいたら、思いやりの心で接しましょう。

#### 事業者の皆さんへ

- ◎お年寄りや障害を持つ人などが、施設を安心して利用できるように努めましょう。
- ◎施設をつくろうとするときは、整備基準に適合しているか確かめましょう。
- ◎特定公共施設（公共的施設で、規則に定めるもの）を新築しようとするときは、届け出が必要です。
- ◎整備基準に適合させたときは、申請すると適合証が交付されます。（既設の施設の改善も含む）